

世田谷区告示第 2 7 5 号

世田谷区立青少年交流センター条例（平成 2 6 年 1 2 月世田谷区条例第 5 5 号）第 1 3 条第 3 項に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 委託を受けた者

(1) 名 称 公益財団法人児童育成協会

(2) 所在地 東京都千代田区四番町 2 番地 1 2 四番町 T H ビル 6 階

2 委託した歳入等

使用料

3 法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

4 委託施設

世田谷区立野毛青少年交流センター

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで